

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 29

2008年7月31日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX: 0287-62-4310

E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

web: <http://asc.nas.ne.jp/>

理事からの メッセージ

就労支援事業所のすべてが 「働く場」なのか

早乙女順子

6月28日の下野新聞の論説の「障害者工賃 倍増に向け意識改革」のタイトルが目にとまった。県が策定した「障害者工賃倍増5カ年計画」についての内容であった。この計画は、障害者の就労支援の強化と自立促進として、国が都道府県に障害者工賃倍増計画の策定を求めたものである。

論説を読み進むと「県で計画の対象となる授産施設など就労支援事業所は、79カ所で約2千人が働いている。全国の2006年度の平均賃金は月12,222円、本県は12,562円だった。これに障害者基礎年金を加えても自立した生活を送るのは厳しい。県の倍増計画は国の指針に準じて、2011年度の月額工賃の目標を26,000円とした。その実現のため県から事業所へ経営コンサルタントを派遣するなど、県や市町、就労支援事業所、企業などが果たす役割を挙げている」とある。

更に論説では、「事業所を支えるのは地域の役割だ。行政や企業には、事業所へ発注できる仕事がないか、業務の見直しを望みたい」と述べている。一見正論である。

しかし、業務の見直しをしても、行政や企業の発注した仕事は、日銭稼ぎで儲からない。また、ここで言う事業所とは、企業への就職に至らない障害者が働く授産施設などの就労支援事業所である。企業への就職に至らない障害者が働く授産施設では、企業から発注された内職を期限内に仕上げるため利用者に混じって職員が一生懸命作業している。パンやクッキー作りに、畑での作業と、事業所の職員が仕事ができる一部の利用者と一緒に働いている。あるときはパニックになる利用者、精神的に不安定な状態の利用者、作業効率を上げられない利用者を支援しながら、事業所の職員は事業所内で工賃を稼ぐ労働を担っている。

このような授産施設等で賃金倍増計画を実施するとしたら、発注の工賃が2倍にならない限り、施設の職員が一生懸命作業して2倍の稼ぎを生み出し、利用者の賃金を2倍とするしかない。

障害者工賃倍増計画などと言って、自立支援法の利用率への批判の矛先を変えようとしているだけではないか。一般就労困難な障害者として集めておいて、そこをむりやり「働く場」としてないか。そもそも賃金倍増計画で言う就労支援事業所のすべてが「働く場」なのだろうか。現在一般就労が困難とされている知的障害者や精神障害者を行政や企業が直接雇用したら、障害者就労支援のあり方が見えてくるのではないか。就労支援に何が必要なのか明らかになるのではないか。

(アスク副理事長・那須塩原市議会議員・介護支援専門員・薬剤師)

報告： アスク総会

5月11日（日）、那須塩原市いきいきふれあいセンターにて特定非営利活動法人アスクの定期総会を開催しました。出席者数14名、委任状15名の合計29名の参加があり、2007年度の事業報告、決算報告ならびに2008年度事業計画、予算、理事の選任（全員留任）が審議され、原案どおり承認されました。

以下に議案のあらましを総会資料より抜粋しご報告します。

（理事長・佐藤由紀子）

2007年度事業報告

2007年度活動の概観

改正介護保険の影響

2007年度は前年度の介護保険の改正に伴う様々な影響が大きくクローズアップされた1年でした。市町村で対応に違いが見られるとはいえ、ホームヘルプが利用しづらくなったという声が聞こえてきます。また、介護認定で要支援1と要支援2になった場合は、地域包括支援センターがケアプランを立て、要介護1～5は従来通り居宅介護支援事業者のケアマネージャーがケアプランを作成するという制度になり、認定が揺れ動く利用者にとっては担当するケアマネージャーがそのたびに代わるという不便が起きています。また、報道でも大きく取り上げられている、介護職員の待遇の悪さが一つの原因となって、介護職員の離職が著しくなっていることも事実です。これらは特に居宅支援事業所のケアマネージャーが日々敏感に感じ取っており、また、介護事業の運営者からも職員の確保が困難だとの悲鳴が聞こえてきます。

このような中、市民福祉情報オフィス・ハスカップは、1月29日に参議院議員会館で国会集会を開催し、改正後の介護保険について、介護職員、事業者、学者そして利用者・市民からの意見や要望を国会議員に伝えました。アスクでは、ケアマネージャーから寄せられた現場の声を5つの意見書にまとめ、オフィス・ハスカップに託しました。

第三者評価事業

福祉サービスの質の向上を図り、市民への情報開示の一端を担う「福祉サービス第三者評価」制度は、栃木県でも2005年度後半にスタートしました。2007年度には事業者向けの第三者評価シンポジウムおよび合同相談会がとちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（栃木県社会福祉協議会内に設置）主催で実施されましたが、第三者評価を受審する県内の事業者は年間一桁台にとどまっています。アスクは、2007年度に受審の打診を3件受け

たものの、実際の評価公表および評価実施は2008年度になり、2007年度は実績ゼロという結果に終わりました。

一方で、栃木県の児童養護施設では様々な問題が浮上し、施設関係者の中に第三者評価を利用して事業運営の見直し・改善を図ろうとの気運が起こり、2008年度と09年度の2年間で全ての施設が第三者評価を受けるとの方針が打ち出されました。これを受けてアスクでは児童養護施設についての学習を進めるべく、主に評価者向けの学習会を2回実施しました。

外部評価事業

2006年の介護保険改正で小規模多機能型居宅介護が新しい介護サービスとして制度化されました。認知症グループホームとともに市町村が認証・管轄する地域密着型介護サービスで、同じ事業所から「通って、泊まれて、ホームヘルプが受けられる」在宅サービスの決定版として、国は拡大・普及に努めています。採算性に問題があるとのことで、開設数は予測よりは伸びていませんが、徐々には増えてきています。グループホームと同じ手法で外部評価を毎年受けることが義務づけられており、アスクへの受審申込みもぼちぼち出てきております。

情報提供・情報発信・相談事業

会員各位、事業者あるいは一般市民への情報提供を充実する目的でニュースレターの増ページとホームページの全面改装を行いました。ホームページについては県外から相談が寄せられるなどの反響があり、その影響力をあらためて認識しました。

アスクへの相談は、制度についての質問に加えて、介護に関わる家族問題が絡んでいることも多く、相談支援には困難が伴います。援助者の能力向上と支援のためのネットワークは今後の課題です。

2008年度事業計画

1. 運営方針

2008年度は各市町村で2009年度から始まる第4期介護保険事業計画が策定される年です。アスクのミッション(定款第3条)「福祉サービスの利用者の自立と自己決定が尊重され、市民としての権利や人権を主張できるよう支援し、福祉サービスや福祉政策がかかえている問題解決に必要な事業、ならびに福祉サービスの質を向上させる事業を行うとともにだれもが安心して生活できる地域社会の構築に寄与すること」に一步でも近づくために、相談事業、情報収集・情報提供事業、調査活動、啓発活動を進めるとともに、よりよい福祉制度の構築に向けて提言活動にも力を入れなくてはなりません。

2008年度は少しずつではありますが、栃木県において第三者評価や外部評価の申込みも増えることが予想されます。利用者や事業者に信頼される評価機関となるために、評価者等の養成ならびに学習・研修活動や情報収集活動をより一層充実させて、評価者の質を上げていきます。

また、低迷している会員数を増やす一方で、事務局体制を見直して省力化と効率化を図り、事業が充実するよう努めます。

2. 特定非営利活動に係る事業の実施計画

(1) 福祉サービスに関する相談・解決支援事業

福祉サービスに関する相談

福祉サービス現場からの相談

(2) 福祉に関する情報の収集提供・調査・研究事業

ニュースレター発行事業 年4回発行

ホームページの充実

介護保険に関する市町村調査

(3) 福祉サービスの第三者評価事業

第三者評価に関する研修

・栃木県評価調査者養成研修、継続研修

・東京都評価者継続研修

・外部評価調査員継続研修

第三者評価に関する事業

・栃木県福祉サービス第三者評価

・栃木県地域密着型サービス外部評価

第三者評価および外部評価に関する運営ならびに情報収集・普及啓発活動

(4) 福祉に関するセミナー、シンポジウム等の開催事業

福祉に関するセミナーの企画運営

福祉に関する講座への講師派遣

(5) 福祉施策に対する提言事業

福祉施策に関する調査研究、提言

3. 役員選任

理事長 佐藤由紀子(那須塩原市) 留任

副理事長 早乙女順子(那須塩原市) 留任

理事 陣内 雄次(宇都宮市) 留任

理事 永田 博子(那須塩原市) 留任

理事 児玉久美子(那須塩原市) 留任

理事 加藤 悦雄(宇都宮市) 留任

理事 佐藤 賢二(宇都宮市) 留任

理事 田中 義博(宇都宮市) 留任

監事 中島 幹夫(小山市) 留任

参加者から下のような意見提案がありました。今後、実現に向けて検討していきたいと思っております。福祉制度や福祉サービスの利用方法について若い人を対象に学ばせる機会が必要だ。大学などで「福祉リテラシー」の講座をアスクが担うことはできないか。

外部評価の件数が増えているので、調査員をアスクで自己養成できないのか。

これまでの講座や講演会は、会員と評価担当者が対象であった。今後は事業者や行政からも参加者を募って、評価機関としてセミナーが開催できないか。

報告： アスク講演会

4月19日、市民福祉情報オフィス・ハスカップの小竹雅子さん（*）をお招きして、2005年介護保険改正後（**）の状況と、この後どうなっていくのかをテーマに講演をしていただきました。以下にご講演内容の一部を抜粋し、編集した形で紹介させていただきます。

（編集・文責：田中義博）

安心して利用できる介護保険を！

1. 2005年改正により、サービスを利用できない人が増えている
介護保険は2005年改正によって2000年に始まった時の理念とは大幅に中身が変わり、軽度の方や、家族と一緒に暮らしている方はサービスを利用できないという状況に現在ある。「介護予防」という言葉が繰り返される一方で、サービスを使えない人が増えている。改正によって利用者に不利益が及ぶことが多く、それをカモフラージュするために美辞麗句が並べ立てられる状況にあり、実態が非常にわかりづらくなっている。

2. ヘルパーが減らされ、デイにいく回数が減らされ、福祉用具が取り上げられた
政府が「骨太の方針」として社会保障費の削減を打ち出し、医療、介護、生活保護等、社会保障のあらゆる分野で給付抑制が進んでいる。

主な改正経過、問題点は以下の通り。

在宅との負担を平等にという理由で、施設サービスを利用する人たちの居住費、食費が利用者の全額自己負担となった。低所得者対策はとられているものの、食費月4.2万円、ユニット型個室の居住費月6万円とすると、月10万円を超える負担増となった。経済的理由による退所者については調査が行われていない。

要支援認定（要支援1・2）の人たちは介護予防サービスに移行し、サービスの利用が週1回に実質上制限され、利用限度額も引き下げられた。

認定非該当、認定申請をしていない高齢者を対象とする介護予防事業が、介護保険特別会計

を使って新たにスタートした。すでにサービスを使っている人たちの利用を制限する一方で、一般会計でなく介護保険予算から介護を必要としない人にお金を回すやり方はおかしいのではないか。

介護給付費適正化運動の影響により、「同居家族」がいることを理由にホームヘルプ・サービスの「生活援助」の利用が制限される傾向が強まっている。電話相談では、100メートル離れたところに家族が住んでいたり、土日に家族が来ていたりするだけで「同居家族」と判断される事例もあった。

要支援1・2、要介護1までの人たちを対象として福祉用具レンタルの利用品目が制限された。電話相談では、室内で5メートル歩ければ外出用の電動車椅子は必要ないとされたり、15分かけて汗だくでかろうじて起き上がったら、電動ベッドを取り上げられたりした事例があった。新たに福祉用具を自費購入、自費レンタルせざるを得ず、多額の自己負担を強いられた例もあった。

その後、福祉用具レンタルや「同居家族」を理由とする制限には厚労省通知等により部分的な緩和も行われたが、行政指導を警戒して事業者側で自己規制する傾向も強い。

医療制度改革関連法の成立により介護保険が適用される療養病床の多くは「介護療養型老人保健施設」という看板に付け変わることで、医療的なケアを必要とする人たちが引き続き、きちんとサービスを利用できるかが懸念される。

3. 本当に高齢者虐待防止のネットワークを組んでいけるのか

高齢者虐待防止法が制定されたものの、予算措置がないままに地域包括支援センターの職務として相談活動や緊急避難への対応が追加されたため、本当に虐待防止のネットワークを組んでいけるのか疑問がある。人手が圧倒的に足りないため、生命の危機に瀕するような緊急連絡が来たときに対応するのは非常に困難である。第一義的な相談を市民グループが受けるなど、スタッフが燃え尽きないように、どうやって地域で支えていくかを考えていく必要もある。しかし、地域の非営利活動に負担がいく構造となっており、立ち入り権限を付与された市区町村がどれだけ踏み込んで取り組む勇気を見せるのかも今の課題だと思う。

4. 介護サービス情報の公表の義務化により、第三者評価の受審は減る傾向にある

改正により、利用する人たちが自分でサービスを選べるようにという、うたい文句で「介護サービス情報の公表」制度が義務化されたが、利用者の多くは利用していない。また、情報公表の義務化により負担が増えたため、これまでの「福祉サービスの第三者評価」を受ける事業所は減る傾向にある。予算からはずした県も出ている。

5. 次期改正に向けて思うこと

2009年度の介護報酬改定に向けて、たくさんの検討会や委員会が開催されているが、利用者のメリットとなる話題は少ない。社会保障審議会の傍聴を始めて5年になるが、難しい用語が多いうえに、委員たちの発言も歯切れが悪い。改正により、高齢期の生活を自立的なものにするために「介護予防」で支援すると言いながら給付抑制が進められたのと同じで、まことしやかな文言だが、でも実態はこうなるといった話がさらに増えていくことが懸念される。基本理念が骨抜きにされとくような制度改定をどこまで見据えていけるかと思っている。

6. 気になる後期高齢者医療制度の影響

後期高齢者医療制度が始まって、具体的な中身はまだはっきりしていないものの、医療費を抑制する分が介護保険の方に押し寄せてきて、医療系のサービスがパイを取ってしまい、福祉系のサービスが追いやられてしまう可能性が高いと危ぶんでいる。高齢世帯や一人暮らしの方が増えていく中で、福祉系のサービスは欠かすことができないにもかかわらず、そこを地域の助け合いに依存するのか、最低ラインは公的な制度として保障するのかという難しい議論もある。市民の実感をもとに、意見をまとめていけたらと思う。

* 小竹雅子さん *

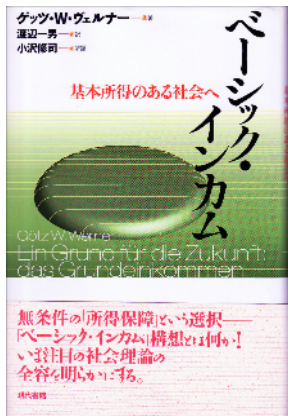
1981年、国際障害者年から「障害児を普通学校へ・全国連絡会」の事務局スタッフとして、地域の学校に通うことを願う障害のある子どもたち、保護者、地域のグループを支援する活動に参加。1996年、「市民福祉サポートセンター」発足にかかわり、電話相談「介護問題ホットライン」を開設。相談事例をもとに『介護情報ハンドブック』（岩波ブックレット）を執筆。2003年より「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」（<http://haskap.net/>）を主宰。メール・ミニコミ「市民福祉情報」をインターネット上で無料配信するとともに、介護保険法の改正について「介護保険の見直しを考える連続ワークショップ」、シンポジウムなどを企画。2006年3月から市民勉強会「社会保障・市民セミナー」を開催。以後、毎年ハスカップ・セミナー（連続講座）を開催。

2006年、2007年、2008年に市民による電話相談「介護保険ホットライン」を開設し、改正介護保険の諸問題を集約。2008年1月29日、国家集会「安心して利用できる介護保険を！」を開催。

著書に『こう変わる！介護保険』『介護情報Q & A』（岩波ブックレット）、『もっと知りたい！国会ガイド』（共著・岩波ブックレット）、市民福祉情報オフィス・ハスカップ編『おかしいよ！介護保険』（現代書館）など。このほか「介護保険ホットライン」の報告書を毎年作成。

** 2005年介護保険改正 **

介護認定区分が7段階になったことや予防給付、地域包括支援センターの活動が始まったのは2006年度からであるが、2005年10月には施設の食費自己負担やホテルコストの利用者負担などが導入・実施されている。



ゲッツ・W・ヴェルナー

1944年ハイデルベルク生まれ。中等教育を終了後、コンスタツツでドラッグストアの店員見習いになる。2006年現在、ドラッグストア・チェーン「デーエム」は全ヨーロッパで約1500の店舗と21000人の従業員を擁し、年間売上は31億ユーロに上る。「デーエム」の経営に当たるかたわら、2003年以降カールスルーエ工科大学の「企業家精神養成のための学部横断研究所」の教授職に就いている。

ベーシック・インカム - 基本所得のある社会へ -

ゲッツ・W・ヴェルナー (Götz W. Werner) 著

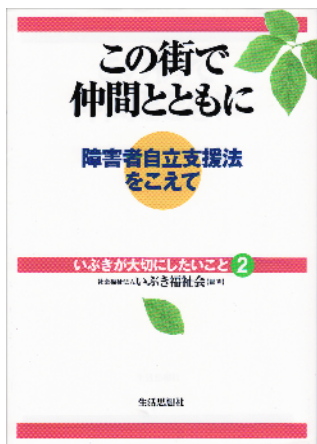
渡辺一男 訳 小沢修司 解題

現代書館 刊

2000円+税

2007年11月20日発行

ベーシック・インカム《BIと略す》は「すべての個人（世帯ではなく）に、無条件（資産調査など無し）で、前もって最低生活に必要な所得を支給する」という社会政策構想で、ヨーロッパではかなり昔から提言されてきました。著者はドイツの「マツモトキヨシ」と言われるドラッグストアチェーン「デーエム」の経営者です。BIによって、人が「生活のために働く」状況を脱し（労働と所得の分離）自分のしたいこと - 仕事でも趣味でも芸術でも社会活動でも - ができるといふ、真の自由を手に入れます。著者は税制度を消費税に一本化して税を透明化し、それをBIの財源にすると述べています。また、BIによってほとんどすべての社会保障は必要が無くなるので、社会保障制度のための様々な人手（公務員）の削減ができる、という効果もあるといひます。日本でも社会保障制度のひずみや先行きが大きく取りざたされている今日、検討するに値する構想です。日本でのBIの研究や議論は本著に解題を寄せている小沢修司の著作『福祉社会と社会保障改革 - ベーシック・インカム構想の新天地』(高菅出版)をお読みください。



社会福祉法人 いぶき福祉会

1984年、岐阜市で無認可小規模作業所「いぶき共同作業所」として誕生、94年法人化。「どんな重い障害のある方も保障しよう!」を基本に、充実した活動を行っています。著書に『障害者福祉がかわる 考えよう! 支援費制度 *いぶきが大切にしたいこと』(2002年、生活思想社)。

〒502-0907 岐阜市島新町5-9

E-mail ibuki@alto.ocn.ne.jp

<http://ibuki-komado.com/>

この街で仲間とともに

障害者自立支援法をこえて - いぶきが大切にしたいこと 2

社会福祉法人 いぶき福祉会 編著

生活思想社 刊

2000円+税

2008年5月12日発行

介護保険制度がそれまでの高齢者福祉制度に取って代わったあと、障害者福祉制度もめまぐるしく変化しています。この状況の中、利用者・家族の困惑や困窮に加え、障害者自立支援制度が実施された後の障害者支援事業所の混乱はよく耳にするところです。岐阜市内に知的障害者の保護者の要望から、当事者と協力者の努力で開設された「いぶき共同作業所」(後に授産施設やケアホームを開設)が、どのように利用者(本書では「仲間」と表現)と共にあって、この荒波にどう取り組んで未来をひらこうとしているのか、の現時点での報告書が本書です。理事長をはじめ、施設長、介護職員、事務職員、保護者、後援会長、勿論、利用者もおのこの立場からこの事業所の歴史を語り、理念を語り、実践を語り、苦難を語り、喜びを語り、希望を語っています。障害者の福祉制度と障害者支援の実際がとてもよく分かる好著です。

この欄への投稿を歓迎いたします。おススメの書籍(新本、旧本を問わず)をご紹介ください

ケアマネさん、あなたのつばやきを聞かせてください！

7月10日からケアマネ資格更新のための専門研修に参加し、改めてケアマネ業務に必要なスキルを再学習しているところだが、講師の講義内容を聞きながら思わず考えさせられてしまった。講師曰く「居宅サービスをケアプランに位置づける上で、必ずその根拠が必要だ」と。確かにその通りであり、どのケアマネも少なからず根拠を持ちケアプランに居宅サービスを位置づけているはずだよな、と。しかし、この間、介護予防、生活習慣病対策を制度化し、医療療養病床の削減を計画した厚生労働省は根拠を持って計画しているのだろうか、と・・・。

最近読んだ『二木立の医療経済・政策学関連ニューズレター（通巻46号）』の中で二木先生は『2005年の介護保険制度改正で「新予防給付（介護予防）」を導入した際には、その「効果は国内外の論文で既に証明されており、広く認められている」（中村秀一老健局長・当時）と豪語し、その根拠として、「介護予防の有効性に関する文献概要」等を公開しました（ただし、私がそれらを再検討したところ、医療・介護費の抑制効果を厳密に証明した論文は世界的に皆無でした）』と談じ、その他生活習慣病対策や医療療養病床の根拠の無さをも談じている。

今年2月に大阪で開催された日本介護支援専門員協会全国大会においても二木先生は介護予防創設理念の破綻と創設の根拠に疑問を呈していたが、同席されていた古都課長は一切反論も否定もせず沈黙していた。

ケアマネは支援のプロとして根拠を求められるのは当然ではあるが、制度を創り運用する厚生労働省には根拠は必要ないのでしょうか？

アスクの相談 Q & A

アスクに寄せられた苦情・相談を、プライバシーに配慮した上で随時掲載します。

Q 県外に住んでいる介護の必要な親を呼び寄せたいのですが、介護認定はどうなるのですか？

- A すでに介護認定を受けている場合は、転出手続きの時に、介護保険の担当窓口で、「受給資格証明書」の交付を受けてください。転入先の市町村窓口で転入手続き（住民票の移転）をするときに、転入先でも介護保険の窓口で届け出ると、その認定結果のままで、転入先の市町村で介護サービスを受けることができます。6ヶ月後、転入先での介護認定の更新申請をします。
- また、都合で1ヶ月程度別の市町村に滞在する場合（例えば、別の家族のところに滞在する場合など）には、転出転入手続きをしなくても滞在先でサービスを利用することができます。滞在先が遠方の場合は現地のケアマネージャーを紹介してもらう必要があります。地域包括支援センターや市町村の介護保険の窓口で相談してみましょう。

アスクの活動から

《地域密着型サービス外部評価》 W A M N E T (<http://www.wam.go.jp/>)

認知症対応型共同生活介護 グループホームおおぞら(宇都宮市) 評価結果公表

小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり苑(那須町) 評価結果公表

小規模多機能型居宅介護事業所 清雲台ケアセンター(大田原市) 評価結果公表

小規模多機能型居宅介護事業所 うぐいす荘(那須塩原市) 評価結果公表

小規模多機能型居宅介護事業所 さくら荘(那須塩原市) 評価結果公表

小規模多機能型居宅介護事業所 ひなたぼっこ(大田原市) 評価結果公表

《福祉サービス第三者評価》 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 (<http://www.tfhs.jp/>)

特別養護老人ホーム 高砂荘(宇都宮市) 評価結果公表

現在、保育所2箇所の評価に取り組んでおります。評価結果の公表は12月の予定です。

インフォメーション

福祉サービス第三者評価事業シンポジウム

栃木県では、平成17年10月から第三者評価機関が認証され第三者評価の本格実施がスタートしたところです。今回のシンポジウムでは、福祉サービス第三者評価の目的と意義を整理して、事業者利用者がどのように活用していくかについて、今後の課題と併せて考えます。

日 時 2008年8月25日(月) 13:30~16:30(13:00受付)

会 場 とちぎ福祉プラザ多目的ホール (宇都宮市若草 1-10-6)

プログラム

13:35~14:35 講演「特別養護老人ホームさつき荘におけるISOと第三者評価の取組み」

講師：特別養護老人ホームさつき荘 施設長 半田 昇氏

14:50~16:20 パネルディスカッション「第三者評価に求めるものと課題」

パネリスト：特別養護老人ホーム義明苑 施設長 渋澤忠則氏

那須共育学園 施設長 菊地達美氏

イースターヴィレッジ 常務理事兼施設長 佐藤哲也氏

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 委員長 鈴木勇二氏

コーディネーター：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 副委員長 加藤千佐子氏

対 象 福祉サービス事業者、一般県民、福祉関係者 等

参加費 無料

定 員 200名程度(先着順) 定員を超え、お断りする場合のみご連絡いたします。

主 催 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 後 援 栃木県(予定)

申込み・問合せ

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)担当：高橋・大野

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

E-mail info@tfhs.jp

次号のニュースレターは10月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
表のページの宛先に、9月末までにお寄せください。